

平成29年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの  
再構築業務に関する提案募集要項

1 業務の目的及び募集趣旨

- (1) 本市では、土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」といいます。）の業務に用いるシステムを導入し、これを改修して、評価事務及び賦課事務の効率化を図ってきましたが、導入から一定の期間が経過し、また、各区役所・支所等において行っていた業務を平成27年度から市税事務所に集約するなど、利用環境の変化等もあり、その陳腐化が避けられない状況にあります。

については、限られた予算の状況下において最大の効果が得られるよう、現行の事務運用等に配慮しつつ、システムを再構築して近代化を図り、安定的、長期継続的なシステムの運用と、正確性を確保した各種事務のより効率的な運用の実現を目指します。

- (2) これまで固定資産税等課税支援システムの機能を追加又は拡充するなど、必要に応じて開発・改修してきた一方で保守が煩雑となり、多額のランニングコストを必要とする原因の一つとなっています。

については、本市として必要とする機能をあらためて見直し、一元的なシステムの再構築をプロポーザルの方法によって調達することにより、システムの再構築及び運用に係る知識、経験、アイデア、技能や技術などを広く取り入れ、システムの品質向上とコストの削減を図ります。

- (3) 固定資産税等の賦課事務のために利用するシステムは扱うデータが多く、必要とする機能も多岐に及ぶほか、課税誤りが生じないよう、厳格なテストを行い、本運用を開始する必要があります。

については、このたびの提案時に平成29年度中の履行に係る見積書と平成30年度及び平成31年度におけるシステム開発等に係る見積書のほか、平成32年度以後に必要と見込まれるシステム運用に係る見積書を併せて徴してこれを評価し、あらかじめ平成29年度において選定した契約の相手方を平成30年度以後の履行の契約の相手方として予定することにより、システムの再構築に係る業務を安定的に行うものです。

2 業務の名称（契約件名）

平成29年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務

3 委託業務の内容

別紙1「平成29年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務に係る仕様書」のとおり。

4 委託期間

契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで。

ただし、同一事業者と平成30年度及び平成31年度の契約を別途締結予定です。

5 委託金額の上限

平成29年度 32,380,000円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

※平成30年度及び平成31年度の見積額については、平成29年度の委託金額の上限と概ね同額

以下となるよう平準化を行い、見積書を提出してください。

※仕様にはシステム開発に必要となるハードウェアの調達を含んでいますので、見積額には当該費用を含んでください。ただし、本市がハードウェア等（本市が有するハードウェア上で稼動する仮想サーバーや設定費用等を含む。）を用意する必要がある場合は、そのハードウェア等に係る費用を見積額から差し引いた金額を上限とします。

※平成32年度の見積額については、ハードウェアに係る費用を含むシステム全体の保守・運用（予測のできない税制改正（国が定める固定資産評価基準の改正を含みます。）の対応のために要する費用を除きます。）に係る費用の見積書を提出してください。当該費用に係る金額も評価の項目とします。

## 6 参加資格要件

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。
- (5) ISMS（ISO27001）又はプライバシーマークの認証を受けていること。

## 7 募集期間（参加表明書の受付期間）

平成29年10月19日（木）から同月27日（金）まで

## 8 参加表明書等の提出

### (1) 参加表明書

本プロポーザルに参加される場合は、別紙2「参加表明書」を募集期間内に持参又は郵送（期間内に必着）により提出してください。電子メールやFAXでの提出は認めません。

また、複数の者が本件を分担し、又は共同して履行しようとする場合は、コンソーシアム（複数事業者による連合体をいいます。）を編成し、別紙2-2「コンソーシアム協定書ひな形」を参考に協定書を作成し、併せて提出してください。協定書の作成に当たって疑義がある場合は提出前に当課まで御連絡ください。

### (2) 提出先

京都市行財政局税務部資産税課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル5階

TEL 075-213-5210

### (3) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、京都市の休日を定める

条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除きます。

## 9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの趣旨にふさわしく、分かりやすい企画提案書等を作成し、提出してください。

### (1) 提出資料

別紙3「提出資料一覧」のとおり。

### (2) 提出期限

平成29年11月7日（火）まで

### (3) 提出方法

企画提案書等を提出期限までに持参又は郵送（提出期限までに必着）により提出してください。  
電子メールやFAXでの提出は認めません。

### (4) 提出先

京都市行財政局税務部資産税課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル5階

TEL 075-213-5210

### (5) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、休日を除く。

### (6) その他

企画提案書は、平成29年度の履行内容と、平成30年度以後の履行内容を分けて作成する必要はありません。

## 10 募集に関する質問及び回答

### (1) 質問方法

本業務に係る質問がある場合、「質問書」（任意の様式で可）を作成し、以下のメールアドレス宛てに送信してください。

#### 【送信先】

京都市行財政局税務部資産税課メールアドレス：shisanzei@city.kyoto.lg.jp

### (2) 質問の受付期間及び時間

受付期間：平成29年10月27日（金）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで

### (3) 回答方法

参加表明書の提出があったすべての事業者を対象に平成29年10月31日（火）までに同書に記載されたメールアドレス宛てに回答を送信します。

### (4) その他

ア 公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話、対面等）は一切受け付けません。

イ 参加表明書を提出されていない事業者からの質問、期間経過後の質問、その他審査等に関する問合せは一切受け付けません。

## 11 ヒアリング

### (1) 趣旨

受託業者の選定に係る審査に当たり、提出書類の記載事項等について齟齬があるまま審査を行うことを防ぐため、提案内容の確認等を目的に提案内容に関する質疑応答を行います。

### (2) 実施日

平成29年11月10日（金）

### (3) 場所及び開始時間

別途連絡します。

### (4) 内容

説明（プレゼンテーション）時間は60分程度とし、質疑応答時間は30分程度とします。

また、応募多数の場合は、ヒアリング実施日を別途設ける場合がある他、企画提案書等の提出書類について書類審査を行い、ヒアリング対象とする提案者を選考させていただくことがあります。この場合、ヒアリングの対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知します。

## 12 提案の審査等

### (1) 審査方法

提出書類とヒアリング内容をもとに、本市が設置する選定委員会において評価項目に基づいて審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。ただし、同委員会が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがあります。

合計点が同点の場合は、見積金額（総額）が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合には、提案者からの再度の見積書提出により、最も見積金額（総額）の低い提案者を受託候補者とします。

また、公平を期すため、提案者名は伏せて審査します。

なお、見積金額のうち、平成29年度の委託金額の上限額を超えていた場合は直ちに失格とします。

### (2) 評価項目等

別紙4のとおり。

## 13 選定結果の通知

平成29年11月17日（金）までに、受託候補者の決定を行います。決定後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を文書で通知します。

また、本市のホームページ（京都市情報館）にも選定結果を掲載します。

（掲載内容は以下のとおり。）

- 受託候補者名及びその他の提案者名
- 受託候補者及びその他の提案者の合計点

## 14 契約の締結

- (1) 受託候補者と契約及び仕様に関する協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の契約条件について合意に達した後に委託契約を締結します。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の提案者を受託候補者とします。

- (2) 本件に係る平成30年度以後の予算が成立しなかった場合は、平成30年度以後予定する業務について契約することはできません。

また、平成30年度以後の予算が、本プロポーザルにおいて提出された平成30年度以後の見積書に掲載された金額を満たして成立しなかった場合は、システム等の規模の見直しや、開発方法、導入時期等を協議するものとし、協議内容によっては、平成30年度以後予定する業務について契約することはできません。

なお、上記いずれの場合においても、受託者は、生じた損害賠償について、本市に請求することはできないものとします。

## 15 問合せ先

京都市行財政局税務部資産税課（担当：藤田，山下）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル5階

TEL 075-213-5210

## 16 その他留意事項等

- (1) 提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (2) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (3) 平成30年度以後の履行に係る見積額は、平成30年度分以後の契約に当たり、原則として変更を認めません。
- (4) 仕様書等に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。
- (5) 仕様書に掲げる「京都市情報セキュリティ対策基準」については、参加表明書に併せて誓約書（別紙5）を御提出いただくことにより交付しますので、御理解と御協力をお願いします。